



平成 28 年 5 月 13 日

会 社 名 株式会社 山陰合同銀行
代 表 者 名 取締役頭取 石丸 文男
コート番号 8381 東証第1部
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 古山 英明
(TEL 0852-55-1000)

株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、当行の取締役および執行役員（社外取締役を含みます。以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 113 期定期株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することいたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景および目的

当行の取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬型ストックオプションから構成され、各取締役の報酬額の決定プロセスについては、株主総会で決められた年間報酬枠内かつ業績に連動した基準表に応じ、取締役会が制定する「取締役報酬規程」で定める役位基準に従って、決定しております。

今般、従来の株式報酬型ストックオプションと比べて、当行の株式価値との連動性をより明確にし、当行の取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度を導入するものであります。

なお、当行は平成 23 年 6 月 24 日開催の第 108 期定期株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、確定金額報酬および業績連動報酬とは別枠で年額 7 千 5 百万円（うち社外取締役分は 750 万円）以内とする旨のご承認をいただき今日に至っておりますが、本株主総会において本制度の導入をご承認いただいた場合、上記決議にかかる取締役のストックオプション報酬枠を廃止いたします。あわせて、平成 20 年 6 月 26 日開催の第 105 期定期株主総会において監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額 2 千万円以内とする旨のご承認をいただき今日に至っておりますが、本株主総会において本制度の導入

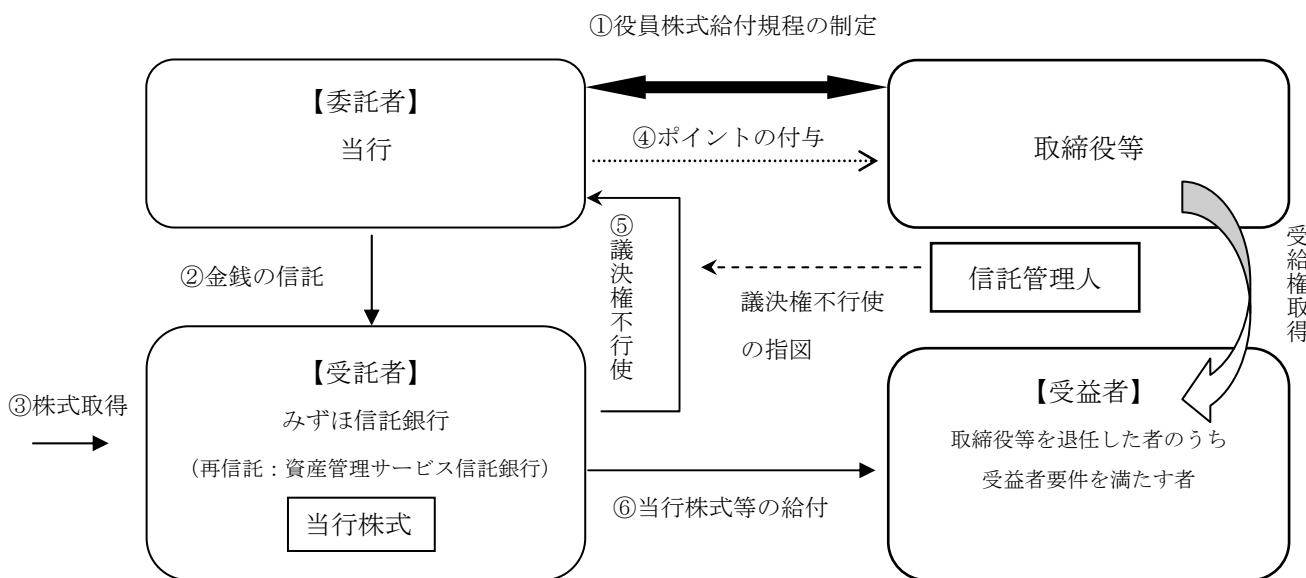
をご承認いただいた場合、上記決議に係る監査役のストックオプション報酬枠を廃止いたします。ただし、取締役および監査役に対してすでに付与したストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものは、今後も存続します

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式および当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、あわせて、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当行は、本株主総会において、本制度の導入についての決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当行は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、株式市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受けける方法により取得します。
- ④ 当行は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付をします。

(2) 本制度の対象者

当行の取締役および執行役員（社外取締役を含みます。監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成 28 年 8 月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当行株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 取締役等に給付される当行株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。

取締役等に付与する 1 事業年度あたりのポイント数の合計は、当行普通株式 30 万株相当である 30 万ポイント（うち取締役分として 15 万ポイント（うち社外取締役分として 1 万 5 千ポイント）、執行役員分として 15 万ポイント）を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当行株式等の給付に際し、1 ポイント当たり当行普通株式 1 株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに取締役等に対し付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(5) 当行株式の取得方法およびその上限

本信託による当行株式の取得は、下記（6）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間（下記（6）において定義します。）につきましては、取締役等への給付を行うための株式として、本信託設定後、遅滞なく、90 万株を上限として取得するものとします。

本信託による当行株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

(6) 信託のために拠出する金額

当行は、本制度のために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金として、1 事業年度あたり総額 2 億円（うち取締役分として 1 億円（うち社外取締役分として 1 千万円）、執行役員分として 1 億円）を上限として拠出し、本信託を設定します。

具体的には、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として 6 億円（うち取締役分として 3 億円（うち社外取締役分として 3 千万円）、執行役員分として 3 億円）を上限とし

て拠出し、本信託を設定します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、6億円（うち取締役分として3億円（うち社外取締役分として3千万円）、執行役員分として3億円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役等に対する当行株式等の給付が完了であるものを除きます。）および金銭（以下、あわせて、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当行が次期対象期間において追加拠出ができる金額の上限は、6億円（うち取締役分として3億円（うち社外取締役分として3千万円）、執行役員分として3億円）から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。当行が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

（7）当行株式等の給付時期

取締役等は、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（4）で付与を受けた確定ポイント数に相当する当行株式等について、本信託から給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために本信託より当行株式を売却する場合があります。

（8）本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当行株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当行株式に係る議決権の行使について、当行経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、当行株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する取締役等に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当行株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当行株式については、全て当行が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に交付される金銭を除いた残額が当行に交付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当行
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）
- ④ 受益者：取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当行と利害関係のない第三者を選定する予定です。
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 28 年 8 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 28 年 8 月（予定）
- ⑨ 信託期間：平成 28 年 8 月（予定）から本信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)

以上